

設置目的

全国の総人口の2割が集中している指定都市において、パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用制度を行うことにより、制度利用者が連携都市間で転出入する場合に生じる精神的・経済的負担の軽減を図るため、都市間相互利用に関する研究を行う。

構成

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 [16市]

オブザーバー参加: 仙台市、静岡市、名古屋市、神戸市 [4市]

(設置年月日: 令和2年4月6日)

研究内容

- 1 制度導入市・導入予定市の制度の把握
- 2 新たな論点の把握
- 3 相互利用における論点整理

各都市の制度の把握
及び論点整理

- 4 最大公約数モデル制度の検討と先行事例の紹介
- 5 都市間相互利用モデル案の検討

要件、手続きを行う自治体において、より多くの都市が相互利用可能なモデルの研究

- 各都市の制度において、主に、対象者(性的マイノリティに限定するか)、同居の有無、市内居住(双方または一方)、養子関係の取扱において相違がある。
- 手続きを行う自治体について、転出元、転出先、その双方の3つの考え方がある。
- 多くの都市が、各都市の共通要件による相互利用は可能と考えている。この場合でも、手続きを行う自治体については、大きく転出元と転出先のグループに分かれた。

研究結果

相互利用モデルを下記のとおり設定

[対象者] ①性的マイノリティに限定する ②同居を要する(双方市内居住) ③養子縁組を行っていないなど、すべての都市の制度で宣誓の対象となる利用者

[手続主体] □転出元グループ: さいたま市・千葉市・新潟市・京都市・大阪市・堺市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市

□転出先グループ: 札幌市・横浜市・川崎市・相模原市・浜松市

今後の進め方

研究結果を踏まえ、2つのグループを基本に、課題を整理し、引き続き相互利用に向けた検討を進める。